

2016年度 政務活動費 アンケート調査(概要)

全国市民オンブズマン連絡会議

対象議会 47 都道府県議会、20 政令市議会および 47 中核市議会（呉市、佐世保市は 2016 年 4 月 1 日より中核市に指定）の合計 114 議会。

調査実施期間 2016 年 6 月質問表送付。2016 年 6 月 1 日現在の状況を質問。

調査方法 各自治体の議会事務局宛にメールで質問表を送信し、回答を受信。

必要に応じ自治体ホームページで回答の内容を確認。

<調査結果> （資料集 5～23 ページ）

- **2015 年度政務活動費の執行率変化** 2014 年度の執行率に比べて、総額は

都道府県 2.9%減、政令市 4.6%減、中核市 **3.2%減**、全体では、**3.4%減**。

全議会の支給総額は、2014 年度 **約 190.3 億円**、15 年度 **約 190.7 億円**。

返還総額は、約 6 億 4 千万円増加した。

- **執行率 1%以上増加した議会。**

都道府県 5 県、政令市 2 市、中核市 7 市の 14 議会。

※愛媛県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県 岡山市、北九州市

青森市、東大阪市、尼崎市、下関市、久留米市、大分市、鹿児島市

- **執行率 1%以上減少した議会。** 2014 年度は **23 議会**、15 年度は **57 議会**、2016 年度は比較調査した **112 議会** の内、**78 議会** が減少。

• **10%以上減少した議会** 兵庫県 10.4%、佐賀県 10.2%、堺市（市が返還を求め市議を提訴）12.9%、神戸市 10.7%、広島市（人件費で詐欺告発）12.6%、郡山市 10.5%、高崎市（飲食認めず）20.5%、長野市 14.6%、豊田市 10.0%、高槻市 11.2%、高知市 16.7%、長崎市（市が市議に返還を求め判決）10.6%。

不祥事があった議会（兵庫、徳島）の周辺議会と、裁判などが起こった議会

- **調査した全議会中、2 年連続 100%支出は、富山市議会のみ**

富山市議会は 政務活動費を総額 約 8 千万円支給のうち、

2014 年度は、61 円返却、2015 年度は返却 0 円。

- 不祥事の続いた兵庫県の執行率は、毎年、一割ずつ減少している。

2013 年度 87.8%、14 年度 76.8%、15 年度 66.4%。

- 2016 年度に**支給額を増額**したのは、次の 3 議会

	2014 年度	2015 年度	2016 年度
北海道	576 万円	⇒ 631 万円	⇒ 636 万円
三重県	316.8 万円	⇒ 389.4 万円	⇒ 396 万円、
札幌市	462 万円	⇒ 478 万円	⇒ 480 万円、

（いずれも、政務活動費批判の中で、条例の金額を減額していた措置期限が切れたもの。一度に増額すると批判を受けるためか、少しずつ増額している。）

- 支給額を減額したのは、金沢市 216 万円 ⇒ 192 万円、

- **開催者に渡す物品（菓子、茶、酒類など）の購入代金を支払うこと**

回答で、全体で 認めている 12 認められていない 89

中核市で 認めている 4 (盛岡市、富山市、奈良市、高松市)
認められていない 40
無回答の 3 議会は 「大分市、規定がない」
「福山市、定めていない。支出の例もない」
「東大阪市、飲酒は不可、茶菓子の提供は認められている」

・ 政務活動費、領収書のホームページ掲載 (16/9/22 現在)

領収書まで公開しているのは、大阪府、兵庫県、高知県、京都市、大阪市、神戸市、函館市、大津市、西宮市 の9議会。

2015 年度支給分の領収書等の公開予定は、徳島県 (2016 年度中に公開)。

横須賀市は、2016 年度支給分から、17 年中にHPで、領収書含めて、書類全てを公開する。(この調査後に、富山県が領収書を 2016 年度支給分から 2017 年度中に公開、宮城県が 2017 年支給度分から公開を決定と報道されている。)

多くの議会では、領収書公開のコピー代は、数万円から 30 万円という額になり、相当高いハードルとなっている。HP に収支報告書などの資料を全く掲載していないのは 33 議会。

・ 領収書等をCD・DVDデータで市民へ提供 (16/9/22 現在)

岐阜県、愛知県、三重県、大阪府 (8月3日より) 兵庫県、鳥取県、高知県、沖縄県、札幌市、静岡市、大阪市、豊田市、那覇市 の13議会であった。

一昨年の全国大会では、愛知県、三重県、札幌市の 3 議会のみで領収書等の提供がCDでおこなわれていた。

《まとめ》

地方自治法の改正により、政務調査費から政務活動費へ名称が変更され、政務活動費の不当な用途拡大がないかを警戒して、毎年執行率の変化を調査してきた。

不祥事が起こると政務活動費の執行率が減少するのは、政務活動費が、本来の調査研究活動に支出されていないことである。

2013 年の京都大会の全国調査では、函館市が唯一ホームページで領収書等を公開し、愛知県が初めて領収書を CD で交付していることが報告された。今回は、CD交付は、13議会、領収書のHP公開は、9議会と増加して、合わせて18議会(兵庫県、高知県、大阪府、大阪市はHP公開と、CD交付)が、市民が領収書を比較的簡単に入手できるようになり、全体の16%になっている。今後、全国的にHPへの領収書の掲載と、CDでの交付を求めていく必要がある。

政務活動費の公開が進んでいないことは、議会の市民への情報公開が進んでいないことである。議会の非公開度は市民の常識とかけ離れている。市民に提供される情報が豊富になる、透明度がアップする、ということは、議会側に支出の適正化を促すことにつながり、本調査の意図もそのあたりにある。今後、市民の立場から、政務活動費の情報公開と市民による監視活動の強化がますます必要になっている。